

V 委員会の判断と提言

委員会は、本件放送には放送倫理違反が認められるものの、その直接的な原因が、放送を予定していなかった不謹慎な内容のテロップが、機器の誤操作によって放送されてしまつたという比較的単純なものだったこと、その詳しい経緯と原因については、東海テレビの検証委員会が自主的に明らかにし、同局は番組を打ち切るとともに、役員および本件放送の関係者らの処分を行つてゐること、さらに再発防止策の策定についても相当程度具体的に検討・実施されている事情等を勘案し、これ以上委員会が調査する必要性は少ないと判断した。

委員会はここで、東海テレビがみずから公表した再発防止のための諸策を着実に実行することと、放送活動等を通じて岩手県をはじめとする東北地方の農産物に対する風評被害の防止に努めることを強く要望しておきたい。

*

そのうえで委員会は、これまで検証してきた事案に照らし合わせ、本件放送が放送されるに至った経緯や背景には、他の放送局にとっても汲み取るべき点があるのではないか、と考えた。

最近だけに限っても、たとえば委員会は、あるサービス・商品の利用客を装つて、その販売会社の社員を登場させた番組について、「部内コミュニケーションが不足していたこと」「取材の効率化が求められていたこと」「スタッフのひとりが感じた疑問を他の制作作者に伝える仕組みが機能していなかつたこと」等を指摘した。

また委員会は、出演を依頼した一般人が提示した事実の確認が不十分だった番組に関して、「タイトなスケジュールで切羽詰まつていたこと」「制作会社と局の協働に求心力がなかつたこと」「スタッフの仕事が細切れで、場当たり的になりがちだったこと」等を指摘している。

本件放送やこうした事案からは、時間的にも予算的にも心理的にも余裕のない制作現場の様子が浮かび上がつてくる。そこでは局と制作会社とフリーのスタッフが、互いの関心も力量もわからないまま、むやみと忙しく働いてゐるが、意思の疎通は不足し、チームとしての一体感も生まれにくく。これでは次代の放送界を担う若い制作者たちに、放送に必要な基本的技能や心構えは伝わらないし、本件放送に見られたように、わずかなミスや行為が重大な結果を引き起こすことになつてしまふ。

*

東海テレビの報告書に、余裕のない制作環境になつてしまつた背景のひとつとして「組織のスリム化・業務の効率化による企業体質の強化」という経営計画に言及した箇所がある。こうした方針が制作現場にどのように跳ね返つてゐるか、番組の質にどう影響しているかは、慎重に吟味されなければならない。

放送の仕事はソフト面からハード面まで多岐にわたり、技術の進展に合わせてますます複雑化し、それに応じて制作スタッフの仕事も細分化し、現場の意思疎通や人間関係にも壁ができることがある。放置しておけば、物理的にも精神的にもバラバラになりがちな大勢のスタッフをひとつのチームとしてつなぐのは、放送という仕事に対する使命感であり、それを支える制作体制である。

*

委員会は以上のように考え、何よりもまず東海テレビに、そして、本件放送を他山の石と考えるBPO加盟の各放送局の関係者に、BPO規約第23条によって、次のとおり提言する。

1. 全社的なレベルで、あるいは部署や制作現場ごとに、放送の使命について話し合う機会を設けること。
2. 番組が、その制作に必要な人員と時間が確保される環境で制作されているか、とくに生放送番組において種々の不測の事態にも対応できるゆとりが確保されているかどうかを再点検すること。
3. スタッフの間で忌憚のない意見交換や問題提起が行われるような職場環境を整えること。
4. 制作現場スタッフの研修が、放送局所属か制作会社所属やフリーかを問わず、十分に行き渡り、各人が納得できる方法で実施されているかどうかを再検討し、改善を要するところは早急に改善し、実りある研修を継続すること。